鹿 空 基 （ 契 ） 公 告 第　　147　　号
令　　和　　8　　年　　10　　月　　27　　日

分任支出負担行為担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
経理隊長　石田　耕平

公　　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(海幕経第１４３号（令和８年３月２７日)別冊別紙第２１）を熟知の上、参加されたい。

記

１　入札方式
一般競争入札

２　入札日時
令　和　8　年　11　月　20　日　（金）　　13時30分
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで）

３　入札場所
海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

４　入札参加申込の日時及び場所
（１）日　時　公告日～　令 和 8 年 11 月 19 日 （木）
8時00分～12時00分及び13時00分～16時45分
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
（２）場　所　海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室
（３）申　込　ホームページ上の**海上自衛隊　入札公告　鹿屋航空基地隊**に掲載されている、
「★一般競争入札・オープンカウンター方式参加申込用紙」に**資格審査結果通知書（全省庁統一資格）**
の写しを添付し、海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（ＦＡＸ可）
※資格申請中の場合、別途連絡すること。

５　参加資格
（１） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（３） 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（４） 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５） 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６） 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
（７） ４項に示す期限までに申込みを行い、仕様書を受領した者であること。

６　入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110（軽減税率対象品目については100/108）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに100/110（軽減税率対象品目については100/108）に相当する金額と非課税金額を合算した金額で入札書に記載すること。
なお、総額若しくは単価により落札を定める。

７　保証金
（１）入札保証金及び契約保証金　免　除
（２）落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の110/100に相当する金額（軽減税率対象品目については108/100））の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

８　保証金の処分
入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。

９　入札の無効

５の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
上記のほか、入札金額が明瞭でない場合又は入札者が誰であるか識別しがたい場合には、入札を無効とする。

１０　契約書作成の必要の有無

有

１１　適用する契約条項

役務請負契約一般条項

１２　入札に関する事項

調達要求番号	品名	数量	納入場所	納期
G26-S26-2000516518-00	港用品維持整備／定期点検（鹿屋航空基地）	1式	仕様書のとおり	令和9年3月12日

（１）見本提出の有無　　無
（２）内訳明細書提出の有無　　無
（３）見積（事前）提出の有無　　有
（４）同等品審査資料提出の有無　　無
（５）仕様書配布の有無　　有

１３　その他

（１）端数処理

入札（見積）書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に１円未満の端数が生じた場合には１円未満3桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。□

（２）下請負

現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

（３）郵送による入札

入札（見積）書を郵送するときは、封筒書面に「入札（見積）書在中」と朱書のうえ、上記２項の前日までに必着するよう送付すること。

（４）入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
（５）入札に関する問い合わせ：電話　0994-43-3111（内線2450）　ＦＡＸ 0994-42-2586　担当 平本
（６）この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）